

「子どもを守るネットワーク」事業 こどもネットニュース



VOL. 187

インターネット・スマホなどの安全な利用のために(多摩市)

2024 年 12 月、オーストラリアで 16 歳未満の子どもの SNS 利用を禁止する法律（運営企業に罰金義務有）が成立しました。背景には、SNS を通した悪質ないじめや、性被害、自殺にまで追い込まれる事態が相次いでいること等があると報道されています。

子どもを取り巻くインターネットの利用環境について考えよう

日本では、現在子ども家庭庁が中心となり SNS も含めたインターネットの利用に関する実態調査及び安心安全な利用に向けたリーフレットの作成・普及啓発に取り組んでいます。

また、子どものスマホ所有率は年々上昇傾向にあり、今では小学生の 4 割が所有しているといわれています。子どもの安全のためにスマホを持たせる一方で、スマホによるトラブルも起きています。

例えば、①ネットの知人に個人情報や写真を送る②既読無視や掲示板での悪口からいじめに発展③軽率な行動による SNS 炎上④クレジットカードの無断利用（ゲーム・フリマアプリ等）⑤フェイクニュースや甘い言葉のネット情報に注意⑥ながらスマホによる事故⑦スマホ使用過多による睡眠不足 など

多摩市 リーフレット「インターネット・スマホなどの安全な利用のために」



多摩市では、家庭向けに子どもと一緒に安全対策を立てるためのリーフレットを作成しているのをご紹介します。なお、市内小・中学校を通して配布しています。

1. 子どもと話し合ったスマホ利用のルール作り

個々の家庭でのルール作りを進めるため具体例を掲載。

2. フィルタリング機能の活用

不適切なサイトへのアクセスを防ぐ未然防止機能

3. トラブル相談窓口の記載

トラブルに巻き込まれた場合のための相談ダイアルの一覧を掲載

子どもの危険は地域だけでなく、インターネットを通して巻き込まれる可能性もあります。子どもの安全を守るため、家庭だけでなく、地域のみなさまも問題を理解していくことが重要です。

＜家庭で作る SNS ルール・主な具体例＞	
基本編	・家族、友人、先生などと一緒にいるときスマホなどは使わない ・大事なことを伝えるときは直接伝える ・自転車や歩きながらのスマホはしない ・使ってもよい場所を決める など
メール機能編	・目的を決める ・知らない人から届いたら、返信したり URL をクリックしないで削除する など
通話編	・知らない人から着信があっても出ない、かけない ・電話番号を他人に教えるときは保護者に相談する など
入魂・インターネット機能編	・フィルタリングアプリの導入、設定を行う ・使ってもよい時間帯を決める ・アプリは、信頼できるものだけにし、ダウンロードは保護者に相談する ・インターネットで知り合った人に会わない ・自分の自慢話や他人の悪口は書き込まない など

困ったときには専門機関へ相談しましょう	
学校での悩みやいじめに関する相談やインターネット・携帯電話に関する悩み事・トラブルに関する相談（多摩市立教育センター）	
学校での悩みやいじめの相談	☎042-372-1030
インターネットなどのトラブル相談	☎042-372-1038
いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安な時 24 時間子供 SOS ダイヤル（文部科学省）	☎0120-0-78310
いじめに関する相談 24 時間対応（東京都）	
東京都いじめ相談ホットライン	☎0120-53-8288
こども、ネット・ケータイのトラブル相談（東京都）	
こたメール（迷惑メール相談センター） https://www.dokyo.or.jp/soudan/	☎0570-783-184
ワイルス・不正アクセス（IPA 情報セキュリティ安心相談窓口） https://www.ipa.go.jp/security/anshin/	
ネット上での詐欺・悪徳商法（営相庁サイバー犯罪相談窓口） https://www.npa.go.jp/cybersafety/	
架空請求・不当請求、消費トラブルの相談（多摩市消費生活センター）	☎042-374-9595
消費者相談室	☎042-374-9595
消費者ホットライン	☎局番無しの 188

「子どもを守るネットワーク」事務局

〒190-0012 立川市曙町 2-15-20-5F 連合三多摩ブロック地協内

TEL 042-529-5550

FAX 042-529-5552